学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、GIGAスクール構想の一環で、児童、生徒に1人1台の情報端末の貸与や校内の高速ネットワーク整備が進められています。加えて、個別最適な学びや協働的な学びの充実、特別な配慮を必要とする児童、生徒の学習上の困難の低減に資するものとしてデジタル教科書等の導入が進められており、こうした取組を通じ、多様な学びの実現や教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるよう、個人情報の取扱い等も含めた教員の資質向上が求められます。また、デジタル教科書等は、貸与された情報端末から学校のシステムに接続する必要があるため、例えば転校の際にも学びが継続できる環境を整備しておくことが重要です。さらには、デジタル教科書等のみでの学習は、読解力の低下につながることが危惧されています。

そこで、各自治体においては、Society 5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するとともに、さらなる教育の充実を図るため、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて適切に進めていくべきです。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育デジタルトランスフォーメーションに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2. システム等の整備や情報端末の定期更新など、教育デジタルトランスフォーメーションに関する学校教育予算の充実、確保とその在り方について検討を進めること。
- 3. 様々な情報端末、デジタル教科書及び個人認証システムの互換性を確保するため の統一規格について検討を進めること。
- 4. よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な学ぶスキルを身につける上で、紙媒体の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月25日

枚方市議会議長 有 山 正 信

〈提 出 先〉

総務大臣

財務 大臣

文部科学大臣

デジタル改革担当大臣